

平成25年6月28日
農村振興課技術管理班

東日本大震災の被災地で使用する建設機械の機械損料の補正について

東日本大震災の被災地で使用する建設機械は、標準的な施工条件での使用に対して維持修理費が増大している事態にかんがみ、当分の間下記により取り扱うこととしました。

記

- 1 対象工事
農林水産部農村振興課，農村整備課，農地復興推進室が所管するすべての工事
- 2 対象機械
宮城県内において使用するブルドーザ（リッパ付ブルドーザを除く），バックホウ，ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）
- 3 適用年月日
平成25年7月1日以降当初契約を締結する案件から適用する。
- 4 補正率
建設機械の運転1時間当たり損料に100分の103を乗じるものとする。
※率を乗じて得た額は，円未満切り捨てとする。
- 5 運用
 - （1）7月1日以前に起工中及び見積期間中の案件については，平成24年8月20日から施行されている「工事請負契約締結後における単価適用年月変更の運用について」により，変更契約を行う際に補正率を見込むものとする。
 - （2）7月1日以降に起工する案件については，当初から補正率を見込み，その旨を別紙1により現場説明に追記し公告を行うものとする。
 - （3）7月1日以前に契約締結を行っているもので，新規工種の増工等により7月1日以降の単価を適用するものについては，補正率を見込むものとする。
 - （4）7月1日以前に契約締結を行っているもので，スライド条項に基づく基準日を7月1日以降に定める場合については，残工事のスライド額に補正率を見込むものとする。
 - （5）公告又は指名通知時点において，積算システム上補正率を見込むことが可能となった段階で，当面の間，別紙1のとおり現場説明書を添付するものとする。

現場説明書（追加資料）

機械損料の補正について

本工事で使用するブルドーザ（リッパ装置付きブルドーザを除く）、バックホウ、ダンプトラック（建設専用ダンプトラックを除く）については運転1時間（日）当たりの損料に 103/100 を乗じ、見積って下さい。